

2024 年 11 月

各位

株式会社 荘内銀行
株式会社 北都銀行

投資信託に関する郵便物不着時のお取引制限のお知らせ

日頃は格別のご高配を預かり厚くお礼申し上げます。

このたび弊社では、投資信託のお取引においてお客さまにお送りした郵便物が住所不明等で郵便返戻となった場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および弊社の規定に基づき、新住所への変更手続きが完了するまで投資信託のお取引を下記のとおり制限させていただきます。

弊社にお届けいただいている住所が「旧住所」のままになっているお客さまは、すみやかに住所変更のお手続きをお願いいたします。

お取引制限の実施に際し、「証券取引口座 約款・規定集」を【別紙】のとおり改定させていただきます。改定内容の詳細は、【別紙】をご参照ください。

複雑化・高度化するマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策は、日本および国際社会が取り組むべき課題としてその重要性は高まっております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 制限対象

- (1) 投資信託の購入
- (2) 投資信託の解約
- (3) 定時定額購入サービス（積立投信）の新規・変更・解除

※ 既にご契約いただいている「定時定額購入サービス（積立投信）」の購入分は対象外です

2. 実施日

2025 年 1 月 1 日（水）

3. ご留意事項

- (1) 住所変更後に投信ダイレクトにおける取引制限の解除をご希望のお客さまにおかれましては、大変お手数ですが、インターネットにて投信ダイレクトの「パスワード再発行」のお手続きをお願いいたします。
- (2) 郵便物は、郵便の諸事情等から誤って「住所不明扱い」等で返戻される可能性がございます。弊社にお届けいただいている住所に変更がないにも関わらず投資信託のお取引が制限されたお客さまは、大変お手数ですが、下記のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以上

【お問い合わせ先】

荘内銀行	投資信託サポートセンター 0120-104-327（受付時間：平日 9:00～19:00）
北都銀行	インターネット投資信託サポート 0120-16-1040（受付時間：平日 9:00～17:00）

< 証券取引口座 約款・規定集 > 新旧対照表

※アンダーライン：改定箇所

改定日 2025 年 1 月 1 日

改定前	改定後
<p>(このサービスの解約等)</p> <p>第 54 条 第 59 条で定める事由によるほか、次の各号に該当するときはこのサービスを停止できるものとします。</p> <p>①お客さまが当行所定の方法によりこのサービスの解約を申し出られたとき。</p> <p>②「ログイン ID」と「初期パスワード」を記載した書面が不着または受取拒否により返却されたとき。</p> <p>③お客さまがこのサービスを利用されることが不相当と判断したとき。</p>	<p>(このサービスの解約等)</p> <p>第 54 条 第 59 条で定める事由によるほか、次の各号に該当するときはこの<u>サービスの停止、取引制限</u>ができるものとします。</p> <p><u>また、このサービスの停止、取引制限によりお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>①お客さまが当行所定の方法によりこのサービスの解約を申し出られたとき。</p> <p>②<u>当行がお客さまから届出のあった氏名・住所宛に発送した通知または送付書類が到着せずに当行に返戻されたとき。</u></p> <p>③お客さまがこのサービスを利用されることが不相当と判断したとき。</p>